



① 12.5
② 46.6

第1問 答案用
(企業法)

このもとの条文が入ってる

一番大事
はここ
手取り

295条
2項

問題1 Bは、甲会社の「代表取締役は取締役会の決議によって定めるほか必要に応じて株主総会の決議によっても定めることのできる」旨の定款の規定に基づき他の取締役と相談することなく、自らを代表取締役として定めることとした。この定款の規定が362条3項に反しないかが問題となる。思うに、362条3項の趣旨は、代表取締役を選定するにあたって、経営の専門家たる取締役の会議において選定することが会社にとって適切な代表取締役を選定することにつながることを考慮しているものである。そうであれば、効率的な代表取締役の選定の有効性を犠牲にしてまでも株主総会において代表取締役を選定する旨の規定を否定する根拠はない。また、甲会社は株主一人である一人会社であるため、株主の意向は会社の意向と一致する。したがって、本問において代表取締役の選定を株主総会決議によって定める旨の定款の規定は362条3項に反せず有効である。本件契約は、甲会社の総資産額の0.1%にあたる200万円の借入れであるため、「多額の借財」にはあたりず、取締役会決議を必要とする金額を超えていないため代表取締役単独で契約を締結することができる。(362条4項二号) したがって、本件契約の効果は甲会社に帰属する。

問題2 株主Bが取締役Cを解任するためには、議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数が必要となるが、株主Bは、甲会社の発行済株式の全部を有しているため、取締役Cを解任することのできる。(329条1項、341条) この場合において、取締役Cは解任について正当な理由がない時、甲会社に対し解任によって生じた損害の賠償を請求することのできる。(329条2項) では、Cの解任に正当な理由があるのか問題となる。取締役Cを解任した株主Bは、信頼の喪失を理由としているが、真意はCとの私生活上のトラブルによる逆恨みによるものであり、正当な理由があるとは認められない。したがって、取締役Cの解任は正当な理由のない解任であるため、Cは甲会社に対し、会社法上、解任によって生じた損害賠償を請求することができる。

339

評	点



素 6

編 44

第2問 答案用紙
(企業法)

問題1 本件新設分割について異議を述べることのできる債権者とは、
 新設分割後新設分割株式会社に対して債務の履行を請求
 することができない新設分割株式会社の債権者である。(81条1項)場
 本問において、新設分割株式会社である丙会社は、本件新設分割
 により、新設分割設立会社である丁会社にB事業に承継させる
 こととした。本件新設分割により、B事業の債権者は、債務者が丙
 会社から、丁会社へ交替し、新設分割後、丙会社に債務の履行
 を請求することができなくなる。したがって、本件新設分割について
 異議を述べることのできる債権者とは、B事業の債権者である。

問題2 令和3年5月に丙会社製造の一般用医薬品を購入して
 服薬していたAは、当該医薬品において入院加療が必要となった
 体調異変の結果 生じた損害賠償請求を令和4年5月に請求
 したが、令和3年6月において、丙会社は、一般用医薬品の製造販売
 事業を丙会社に分割している。本件新設分割により、令和3年10月1日に
 一般医薬品の製造販売事業の権利義務は丙会社に承継してい
 るため、令和4年5月において、丙会社は一般医薬品の製造販売
 事業の権利義務を有している。(76条1項)一般医薬品の製造
 販売事業の権利義務を有している丙会社に対してAの損害
 賠償請求が認められるか問題となる。思うに、丙会社は
 本件新設分割に対して、適切に公告を行っているが、Aは株主
 でも債権者でもないため、本件新設分割について知る機会が
 少ない。したがって、Aが本件新設分割を知らなかったこと
 について善意である場合に限り、損害賠償が認められると
 解する。したがって、Aは、善意である場合に限り、丙会社に対
 しての損害賠償請求が認められると解する。